

1. 第90回委員会会合（4月14日）

事 項	主 な 意 見 等
<p>1. 安全性の更なる向上のための暫定措置の再点検</p> <p>(1)全 般</p> <p>(2)一律基準の設定</p> <p>(3)対象外物質の指定</p> <p>(4)暫定基準の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の導入に向けた今後の手順、スケジュールを教えて欲しい。 ・ 暫定基準を設定する際に参考とした米国、EU、豪、NZ及びカナダにおけるポジティブリスト制度の概要、特に対象農薬数等を教えて欲しい。 ・ 諸外国で登録されている農薬等の情報を教えて欲しい。 ・ 一律基準の設定の考え方について教えて欲しい。 ・ 対象外物質について最終的なリストが作成され次第提出して欲しい。 ・ 暫定基準を設定する約740物質についてリストを示して欲しい。 ・ 暫定基準を設定している物質について国際リスク評価機関の評価でADI（一日許容摂取量）が設定できないとの評価結果が出ているものもある。そのような物質について、暫定基準を設定することは問題であり、国際リスク評価機関等でのADIの設定の有無がわかる資料を提出して欲しい。 ・ 複数外国政府に基準がある場合の暫定基準の算定方法を教えて欲しい。 ・ 国内で含有しないとの扱いになっている抗生物質について基準値を定めるに至った経緯を教えて欲しい。 ・ リスト物質の公定分析法の策定を急ぐべきである。
<p>2. 制度導入後の迅速なリスク評価の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価に基づいた本基準の早期設定のための個別農薬の評価を計画的に諮問すべきである。
<p>3. 国民理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブリスト制度の導入のメリットは、国民に分かりづらい面がある。国民の不信を招かないように、分かり易いリスクコミュニケーションに努めるべき。

2 . 第 9 1 回 委 員 会 会 合 (4 月 2 1 日)

事 項	主 な 意 見 等
<p>1 . 安全性の更なる向上のための 暫定措置の再点検</p> <p>(1)全 般</p> <p>(2)暫定基準の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会合で提出を求めた資料のうち、本日までに準備できなかった資料等をできるだけ早く提出して欲しい。 ・ 国際リスク評価機関の評価においてADIが設定できない物質として示されたものの中には、データの不足等により設定を見合わせている物質もあり、暫定基準の設定ができない根拠の精査が必要である。 ・ 諸外国の残留基準に差がある中で、一国の基準を暫定基準として採用すると、それより高い残留基準を採用する国からの輸入食品が規制される可能性もあるので合理的な理由付けが必要である。 ・ 「四塩化炭素」は国際的に廃止が取り決められている物質であり、このような物質に暫定基準を設定することは適当でない。 ・ 分析法の確立のため、対象物質の標準品を行政的に手当てすべき。
<p>2 . 制度導入後の迅速なリスク 評価の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定基準の設定は緊急避難的なものであり、対象物質が多いので評価の優先順位を考慮して食品健康影響評価を進める必要がある。その優先順位の考え方を示して欲しい。